

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ベーカー・マッケンジー法律事務所（外国法共同事業） 弁護士 渡 邊 大 貴
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木1 - 9 - 10 アークヒルズ仙石山森タワー
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成30年11月6日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	アニコム ホールディングス株式会社
証券コード	8715
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	テンプルトン・インベストメント・カウンスル・エルエルシー (Templeton Investment Counsel, LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 33301、フロリダ州、フォート・ローダデイル、セカンドストリート、サウスイースト300 (300 S.E. 2nd Street, Fort Lauderdale, Florida 33301 United States)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木1 - 9 - 10 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー & マッケンジー法律事務所(外国法共同事業) 弁護士 渡邊 大貴
電話番号	03-6271-9900

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ・コープ (Franklin Templeton Investments Corp.)
住所又は本店所在地	カナダ M2N 0A7、オンタリオ州、トロント、スイート1200、ヤング・ストリート5000 (5000 Yonge Street, Suite 1200, Toronto, Ontario, Canada M2N 0A7)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木1 - 9 - 10 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー & マッケンジー法律事務所(外国法共同事業) 弁護士 渡邊 大貴
電話番号	03-6271-9900

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.5
訂正される報告書の報告義務発生日	平成30年8月8日
訂正箇所	平成30年8月16日付で変更報告書No.5を提出いたしましたが、訂正事項がありましたので、訂正いたします。

（訂正前）

【表紙】

【根拠条文】

法第27条の25第1項

（訂正後）

【表紙】

【根拠条文】

法第27条の26第2項第3号